

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第45号  
令和8年4月7日  
警察庁生活安全局保安課長

## 国際射撃競技等の開催に係る基本的留意事項について(通達)

射撃競技団体においては、大規模な国際射撃競技(世界選手権大会やワールドカップ等の国際的な規模で開催される運動競技会において、国際的な射撃統括団体が定めた競技規則(以下単に「競技規則」という。)を適用して行うこととされている射撃競技をいう。以下同じ。)の招致・開催を行うことがある。

警察としては、危害予防上の措置を十全のものとしつつも、これらの大会の円滑な運営に資する取組が求められるところ、国際射撃競技等の開催に係る基本的留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、適切な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「国際射撃競技の開催に係る基本的留意事項について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丁保発第32号)は廃止する。

### 記

#### 第1 外国人選手の銃砲・拳銃実包に係る許可手続について

国際射撃競技に参加するため入国する外国人選手に係る銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第6条の規定による銃砲の所持許可及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第24条の規定による実包等の輸入許可の取扱いについては、事前に当庁において射撃競技団体と打ち合わせて選手名その他必要な事項を出入国港の所在地を管轄する都道府県警察に予め連絡することとしているため、当該都道府県警察においては、当庁及び射撃競技団体と緊密に連絡の上、あらかじめ許可証を準備するなどの措置を講じておくこと。

この場合において、その許可の手続は、出入国港における通関手続と並行して速やかに行うなど、国際礼儀上の配慮をすること。

なお、外国人選手によっては、日本へ入国した後に実包等を購入するため、火薬類取締法第17条の規定による実包等の譲受許可を受けることも想定されるが、このような場合に出入国港の所在地を管轄する都道府県警察において譲受許可の手続を行うことは差し支えない。

#### 第2 国際射撃競技等の開催に伴う各種取扱いについて

##### 1 銃砲の保管委託関係

(1) 外国人選手が猟銃等保管業者に猟銃等を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃（空気拳銃を含む。）を法第10条の8の猟銃等保管業者に保管委託する行為は、当該猟銃等保管業者が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる。

なお、猟銃等保管業者が外国人選手の猟銃等を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃等を保管する場合と同じ設備及び方法（法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第2項に規定する基準に適合する設備及び方法）により保管するよう指導すること。

(2) 外国人選手が国等の指定射撃場の管理者等に拳銃を保管委託する場合

外国人選手が法第6条の規定による許可を受けて所持する拳銃を法第10条の5第1項の政令で定める者（警察署長、独立行政法人日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会又は国若しくは都道府県が設置する拳銃に係る指定射撃場の管理者（以下「国等の指定射撃場の管理者等」という。））に保管委託する行為は、当該国等の指定射撃場の管理者等が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された保管庫で保管を行う者である場合に限って認められる。

なお、国等の指定射撃場の管理者等が外国人選手の拳銃を保管する場合には、日本の選手が法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて所持する拳銃を保管する場合と同じ方法等（法第10条の5第2項の内閣府令で定める方法等）により保管するよう指導すること。

## 2 審判等に伴う銃砲等の所持関係

(1) 国際審判員が審判等のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

国際的な射撃競技統括団体が定める一定の資格（以下、「国際審判資格」という。）を有する審判員（以下、「国際審判員」という。）が国際射撃競技の審判等のために、同競技に参加する選手の銃砲又は拳銃実包を所持する行為は、

- ・当該審判員が国際審判資格を有すること
- ・国際射撃競技の審判員として当該射撃競技統括団体から指名された者であること
- ・当該国際射撃競技における審判、試射等を含む検査に必要であること
- ・競技規則上認められている範囲内の行為であること

の全てに該当する場合に限り、違法な行為とは認められないと解される。

(2) 審判補助員が審判等の補助のために選手の銃砲又は拳銃実包を所持する場合

国際審判員の下で国際射撃競技の審判等の補助を行う審判補助員（以下、「審判補助員」という。）が、国際射撃競技の審判等の補助のために、同競技に参加する選手の銃砲（拳銃を除く。）を所持する行為は、

- ・当該審判補助員が審判等の補助を行おうとする種類の猟銃等(ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃又は空気銃(空気拳銃を含む。))に係る射撃指導員であること
- ・当該審判補助員が国際審判資格を有すること
- ・国際射撃競技の審判補助員として当該射撃競技統括団体から指名された者であること
- ・当該国際射撃競技における審判、試射等を含む検査の補助に必要であること
- ・競技規則上認められている範囲内の行為であること

の全てに該当する場合に限り、違法な行為とは認められないと解される。

また、審判補助員が、国際射撃競技の審判等の補助のために、同競技に参加する選手の拳銃又は拳銃実包を所持する行為は、

- ・審判補助員自身が、現に法第4条第1項第4号の規定により拳銃の所持許可を受けている者であること
- ・当該審判補助員が国際審判資格を有すること
- ・国際射撃競技の審判補助員として当該射撃競技統括団体から指名された者であること
- ・当該国際射撃競技における審判、試射等を含む検査の補助に必要であること
- ・競技規則上認められている範囲内の行為であること

の全てに該当する場合に限り、違法な行為とは認められないと解される。

### (3) 審判等に伴う銃砲等の所持に当たっての留意事項等

#### ア 会場の管理者等への指導

審判補助員による銃砲の検査の補助は、可能な限り指定射撃場内で行うよう、審判補助員及び会場の管理者等に対して指導すること。

また、指定射撃場外で銃砲の検査の補助を行わざるを得ない場合には、当該検査のエリアを関係者以外立入禁止とするなどの措置を講ずるよう、会場の管理者等に対して指導すること。

#### イ 審判補助員が選手の銃砲等を所持することが認められる大会

審判補助員による審判、検査の補助に伴う銃砲の所持は、国際親善の見地から、国際射撃競技の開催に当たって必要な限度で認められるものであることから、国際射撃競技以外の場合(例えば、国民スポーツ大会における射撃競技の場合等)については認められない。

#### ウ 主な射撃競技において、現在、国際的に通用している競技規則は、それぞれ次のものがある。

- ・ライフル射撃競技(ピストル射撃競技を含む。)及びクレ射撃競技  
国際射撃スポーツ連盟(International Shooting Sport Federation)の

定めた競技規則

・バイアスロン競技

国際バイアスロン連合(International Biathlon Union)の定めた競技規則

・障害を有する選手による射撃競技及びバイアスロン競技

国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee) の定めた競技規則

3 国際的な規模で開催される障害者スポーツ競技会 (以下「パラリンピック等」という。) 等に参加する選手の補助者関係

(1) パラリンピック等に参加する選手の許可に係る取扱い

自ら銃砲の保管管理を行えないなど、法に規定する各種義務の履行が単独では行うことの困難な者であっても、パラリンピック等に参加する選手であり、特定の補助者と一体としてみれば、その義務を履行することができる場合には、所持許可の対象者となり得る。

また、必ずしも取消し処分を行う必要はない。

(2) 特定の補助者が補助のために銃砲等を所持する場合

競技規則を適用して行う障害者スポーツ射撃競技 (練習を含む) において、競技規則上認められている範囲内で、特定の補助者が選手の銃砲又は実包 (拳銃実包を含む。) を所持する行為は、選手が自らの力で速やかに装填することや照準器を調整することが困難であるなど、当該選手が競技に参加するに当たって必要な行為と認められる場合には、違法な行為とは認められないと解される。

また、特定の補助者による補助のための銃砲等の所持は、射撃競技の会場内での競技、検査、運搬等の機会のほか、会場外での運搬等についても、当該選手が競技に参加するに当たって必要な範囲で認められると解される。

(3) 上記(1)(2)の補助者については、当該銃砲の所持許可申請等の際に、補助者となろうとする者の人定事項 (国籍又は地域、住所、電話番号、氏名、生年月日、パスポート番号 (日本国籍以外の場合)) の届出を受け、当該届出内容を別紙1又は別紙2に記載して所持許可証に貼付又は編綴し、所持許可証を交付するとともに、同内容を台帳にも登載すること。

なお、別紙2については所持許可証の大きさに合わせ、適宜拡大縮小又は切り取りをして使用することも差し支えない。

4 猟銃等製造事業者による外国人選手から修理を委託された猟銃等の所持

武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第17条第1項の規定による許可を受けた者 (以下「猟銃等製造事業者」という。) が、法第6条の規定による許可を受けて猟銃等を所持する外国人選手から修理を委託された当該猟銃等を業務のため所持する行為は、当該猟銃等製造事業者が国際射撃競技の開催される射撃場又はその付近に設置された工場等で修理を行う場合に限り認められる。

別紙 1 (法第 6 条関係)

補助者 Loader

国籍又は地域 Nationality/Region	
住所 Address in Japan	
氏名 Name	
生年月日 Date of Birth	
電話番号 Phone number	
パスポート番号 Passport number	

補助者 Loader

国籍又は地域 Nationality/Region	
住所 Address in Japan	
氏名 Name	
生年月日 Date of Birth	
電話番号 Phone number	
パスポート番号 Passport number	

補助者 Loader

国籍又は地域 Nationality/Region	
住所 Address in Japan	
氏名 Name	
生年月日 Date of Birth	
電話番号 Phone number	
パスポート番号 Passport number	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙2（法第4条関係）

補助者

	国籍又は地域	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	備 考	
	国籍又は地域	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	備 考	
	国籍又は地域	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	備 考	